

国基準省令と県基準条例の対照表(指定居宅介護支援)

福祉保健部長寿社会課

関係省令	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号) 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
------	---

【指定居宅介護支援】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例
趣旨(第1条)	趣旨(第1条)
指定居宅介護支援事業者の指定(介護保険法施行規則第132条の3の2)	指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件(第2条)
基本方針(第1条の2)	基本方針(第3条)
従業者の員数(第2条)	介護支援専門員の員数(第4条)
管理者(第3条)	管理者(第5条)
内容及び手続の説明及び同意(第4条)	内容及び手続の説明及び同意(第6条)
提供拒否の禁止(第5条)	提供拒否の禁止(第7条)
サービス提供困難時の対応(第6条)	サービス提供困難時の対応(第8条)
受給資格等の確認(第7条)	受給資格等の確認(第9条)
要介護認定の申請に係る援助(第8条)	要介護認定の申請に係る援助(第10条)
身分を証する書類の携行(第9条)	身分を証する書類の携行(第11条)
利用料等の受領(第10条)	利用料等の受領(第12条)
保険給付の請求のための証明書の交付(第11条)	保険給付の請求のための証明書の交付(第13条)
指定居宅介護支援の基本取扱方針(第12条)	指定居宅介護支援の基本取扱方針(第14条)
指定居宅介護支援の具体的取扱方針(第13条)	指定居宅介護支援の具体的取扱方針(第15条)
法定代理受領サービスに係る報告(第14条)	法定代理受領サービスに係る報告(第16条)
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付(第15条)	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付(第17条)
利用者に関する市町村への通知(第16条)	利用者に関する市町村への通知(第18条)
管理者の責務(第17条)	管理者の責務(第19条)
運営規程(第18条)	運営規程(第20条)
勤務体制の確保(第19条)	勤務体制の確保(第21条)
設備及び備品等(第20条)	設備、備品等(第22条)
従業者の健康管理(第21条)	介護支援専門員の健康管理(第23条)
掲示(第22条)	掲示(第24条)
秘密保持(第23条)	秘密保持(第25条)
広告(第24条)	広告(第26条)
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等(第25条)	居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等(第27条)
苦情処理(第26条)	苦情処理(第28条)
事故発生時の対応(第27条)	事故発生時の対応(第29条)
会計の区分(第28条)	会計の区分(第30条)
記録の整備(第29条)	記録の整備(第31条)
以下「基準該当居宅介護支援に関する基準」	以下「基準該当居宅介護支援に関する基準」
準用(第30条)	準用(第32条)